京都府子どもの貧困対策検討会設置要領

（目的）

第１条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年法律第64号）に基づく「京都府子どもの貧困対策推進計画」の策定及び本計画に記載する施策について点検・評価等の進捗管理を行うため京都府子どもの貧困対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　検討会の委員は別表に掲げるものをもって充てる。

２　委員の任期は、就任後から毎年度３月31日までとする。ただし、特段の事情がない限り再任を認めることとする。

３　検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

４　座長は会務を総括する。

（運営）

第３条　検討会は健康福祉部長が招集する。

２　会議の進行は座長が当たり、座長に支障があるときは座長が指定する者がこれに当たる。

３　座長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第４条　必要に応じて検討会の下に部会を設置することができる。

２　部会のメンバーは、別表各分野の委員から座長が指定する。

３　部会の設置・運営に関して必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第５条　検討会の庶務は、健康福祉部家庭支援課と教育庁指導部人権教育室が共同して行う。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和元年６月３日から施行する。

この要領は、令和４年９月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区　　分	所　　属　　等
有　識　者 （４名）	京都府立大学名誉教授　小沢修司 大阪市立大学大学院准教授　五石敬路 京都華頂大学教授　流石智子 立命館大学教授　柏木智子
就労・福祉 （４名）	京都ジョブパークカウンセラー 京都自立就労サポートセンター （福）京都府母子寡婦福祉連合会 （福）京都府社会福祉協議会
教　　育 （４名）	京都府小学校校長会 京都府中学校長会 京都府私立中学高等学校連合会 京都府立高等学校校長会
民間活動団体等 （４名）	こどもの居場所：NPO法人山科醍醐こどものひろば こどもの居場所：NPO法人NPO亀岡人権交流センター 奨学金利用者：あしなが育英会（大学生） 子ども食堂：チームせせらgooスマイルダイニング
行　　政 （２名）	京都府市長会 京都府町村会